

令和 8 年度写真管理基準の改正概要

- ・ 撮影箇所一覧表に記載のある撮影項目、撮影頻度は国の基準 (R7. 3) に準拠
⇒ 撮影頻度を減らし、受発注社双方の負担軽減を図る。
- ・ 情報化施工及び 3 次元データによる施工管理の項目を追加
- ・ 不可視部分について、共通仕様書等に基づく施工方法であるかが確認できるよう留意する旨追記（撮影箇所一覧表に注釈を追記）